

本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
誠に申し訳ございませんが、内容の修正をお願い申し上げます。

ページ	箇所	訂正前	訂正後
158	4) タイトル	4) 濫用等のおそれのある医薬品	4) 濫用等のおそれのある医薬品 (指定 濫用防止医薬品)
	4) 1 行目	薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用 医薬品のうち、～	薬局開設者又は店舗販売業者は、 薬局製 造販売医薬品、要指導医薬品 、一般用医 薬品のうち、～
	4) 5 行目	①購入者が～ (全文)	①年齢及び購入者が 18 歳未満の者であ る場合は当該者の氏名
	4) 6 行目	②他の薬局開設者等からの～ (全文)	②他の医薬品の使用状況、当該医薬品及 び他の指定濫用防止医薬品の購入状況
	4) 11 行目	2 店舗において～ (全文)	2 購入者が 18 歳以上の者で、厚生労 働省令で定める数量を超える場合又は購 入者が 18 歳未満で規定数量を超えない 場合は、薬剤師又は登録販売者が対面等 で情報提供した上で販売する。なお、購 入者が 18 歳未満で規定数量を超える場 合は、販売してはならない。
4) 文章下の表		【濫用のおそれのある医薬品の成分・品 目】	【指定濫用防止医薬品の成分】※外用剤 を除く
		現状の 6 成分に右の 2 成分を追加	ジフェンヒドラミン デキストロメトルファン
161	1) 定義 4 行目	要指導医薬品は、薬剤師が対面で文書を 用い情報提供・指導しなければならない。 。	要指導医薬品は、薬剤師が 対面等 で文書 を用い情報提供・指導しなければならない。 。
		文末に右の内容を追記	また、その適正な使用のために薬剤師の 対面による販売又は授与が行われること が特に必要な要指導医薬品として、厚生 労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指 定するものを特定要指導医薬品という。

ページ	箇所	訂正前	訂正後
163	ページ下 法律第4条 4行目	～その適正な使用のために薬剤師の 対面 による～	～その適正な使用のために薬剤師の 対面 等 による～
164	法律 第36条の6 3行目	薬剤師に、 対面 により、～	薬剤師に、 対面等 により、～
165	3)の1	当該薬局及び店舗に貯蔵している一般用 医薬品～	当該薬局及び店舗に貯蔵している 要指導 医薬品（特定要指導医薬品を除く）、 一般 用医薬品～
	3)の3	～広告をするときは、第1類医薬品、 ～	～広告をするときは、 要指導医薬品、 第 1類医薬品、～
	法律 15条の6 2行目	～又は陳列している一般用医薬品～	～又は陳列している 要指導医薬品（特定 要指導医薬品を除く）、 一般用医薬品～
	法律 15条の6 6行目	～広告をするときは、第一類医薬品～	～広告をするときは、 要指導医薬品、 第 一類医薬品～
167	表 要指導医薬品 の特定販売	×	○※
		表下に追記	※ 特定要指導医薬品を除く
	Exercise19 5行目	要指導医薬品は、特定販売することが (④)。追記	要指導医薬品は、特定販売することが (④)。ただし、 特定要指導医薬 品を除く。
200	3 タイトル	感染症定期報告	感染症 評価 報告
	3 文章 3～4行目	～を評価し、その成果を6ヶ月ごとに 厚生労働大臣に報告しなければならない。 。	～を評価し、 厚生労働省令で定めるとこ ろにより、その成果を 厚生労働大臣に報 告しなければならない。
	3 文章 4行目	これを感染症定期報告制度という。	これを感染症 評価 報告制度という。
	Exercise32 1～2行目	・感染症定期報告とは～制度である。	全文削除

ページ	箇所	訂正前	訂正後
377	ページ 163	④対面	④対面等
	ページ 167	④できない	④できる
	ページ 200	①6ヶ月	削除

【差し替え用 PDF データのご案内】

上記の訂正につきまして、修正箇所の多いページは差し替え用 PDF を作成しております。

以下のメディセレ HP のリンクよりご確認ください。

※手順

- ①右記の QR コードを読み取る
- ②ページ内の「ORANGEBOOK」をクリック
- ③「2027 年版」から必要なデータをクリック
- ④必要に応じてダウンロード・印刷してお使いください。

